

次のものは会議室の使用ができません。

- ①善良な風俗その他公の秩序を害するおそれがあるもの
- ②記念館及び付属設備を損傷するおそれがあるもの
- ③集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織の利益と認められるもの
- ④管理上支障があると認められるもの
- ⑤特定の宗教・政治活動が目的と認められるもの
- ⑥営利を目的とするもの
- ⑦その他、利用が不相当と認められるもの

「八幡山の洋館」指定管理者

旧横浜ゴム平塚製造所記念館運営管理共同事業体